
第7期 大川市障がい福祉計画
第3期 大川市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
大川市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の推進体制	2

第2章 障がい者をめぐる現状

1. 障がい者手帳の所持者数	3
2. 身体障害者手帳所持者の状況	4
3. 療育手帳所持者の状況	6
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況	7
5. 難病患者等の状況	8

第3章 第7期大川市障がい福祉計画

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標	9
2. 障がい福祉サービス等の事業量見込み	13
3. 地域生活支援事業の事業量見込み	18

第4章 第3期大川市障がい児福祉計画

1. 障がい児通所支援等に関する数値目標	24
2. 障がい児通所支援等の事業量見込み	26

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」及び児童福祉法の規定に基づき、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号。以下、「基本指針」という。）」に即し、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目標として策定するものです。

この度「第6期大川市障がい福祉計画・第2期大川市障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況を踏まえ、令和8年度における本市の障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定や各年度のサービス需要を見込むとともに、その提供体制の確保等に関する事項を定めた新たな計画として「第7期大川市障がい福祉計画・第3期大川市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

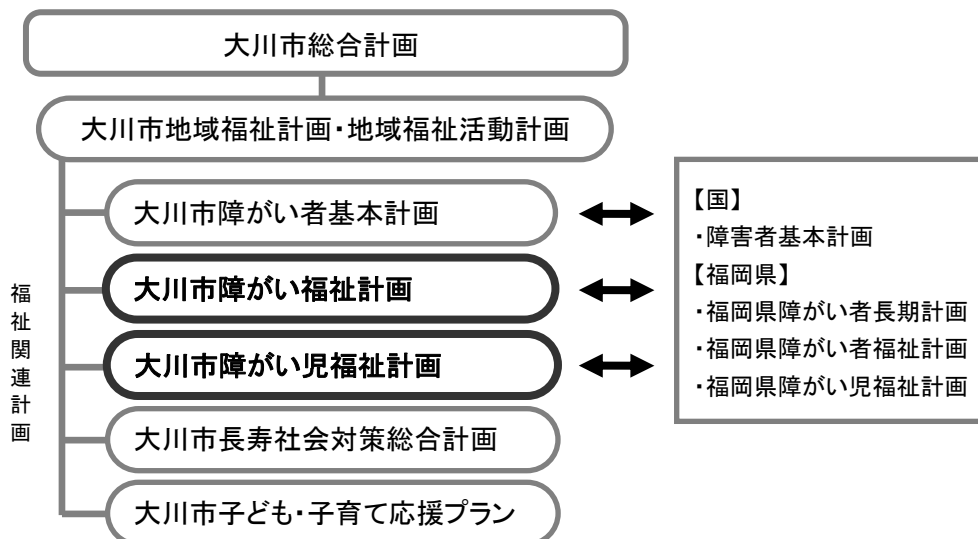
2. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「大川市成年後見制度利用促進計画」を一体の計画として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国・県が策定する関連計画との整合性を図りながら、上位計画である「大川市総合計画」、「大川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、障がい者福祉施策の基本計画である「大川市障がい者基本計画」及び関連計画である「大川市長寿社会対策総合計画」や「大川市子ども・子育て応援プラン」との調和を図ったものとします。



3. 計画の対象

本計画における「障がい者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上である者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で18歳以上の者をいいます。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正等が行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
第3次大川市障がい者基本計画						次期大川市障がい者基本計画					
第6期 大川市 障がい福祉計画			第7期 大川市 障がい福祉計画			第8期 大川市 障がい福祉計画			第9期 大川市 障がい福祉計画		
第2期 大川市 障がい児福祉計画			第3期 大川市 障がい児福祉計画			第4期 大川市 障がい児福祉計画			第5期 大川市 障がい児福祉計画		

5. 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との情報共有と連携を強化するとともに、保健・医療・福祉・教育・雇用部門等の関連機関と連携しながら進めます。

(2) 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21の規定により、計画に定める事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとその他の必要な措置を講じることとされています。

本市では、各年度の達成状況等の点検及び評価について、障害者自立支援協議会において意見・提案等を受け、その結果に基づいた対策や計画の見直し等を行います。

第2章 障がい者をめぐる現状

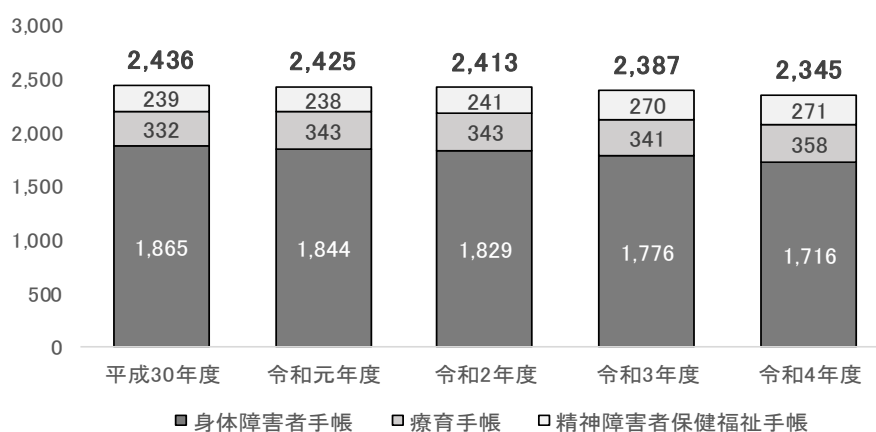
1. 障がい者手帳の所持者数

障がい者手帳の所持者数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む)は、平成30年度から3.7%減少しており、令和4年度末現在で2,345人となっています。

手帳別にみると、令和4年度では、身体障害者手帳が1,716人(73.2%)、療育手帳が358人(15.3%)、精神障害者保健福祉手帳が271人(11.5%)となっています。

平成30年度と比べて、身体障害者手帳の所持者数が減少しているのに対し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。

障がい者手帳所持者数 (単位:人)



障がい者手帳所持者数【手帳別】

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,865	1,844	1,829	1,776	1,716
療育手帳	332	343	343	341	358
精神障害者保健福祉手帳	239	238	241	270	271
合計	2,436	2,425	2,413	2,387	2,345

資料:福祉事務所(各年度末現在)

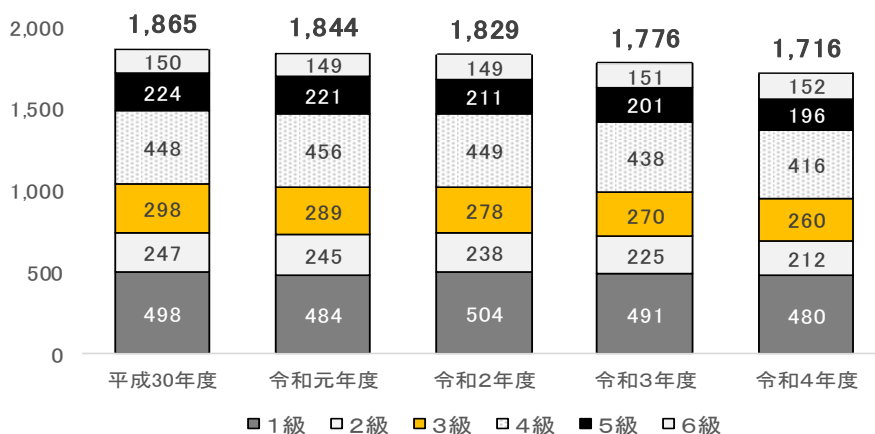
2. 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成30年度から8%減少しており、令和4年度末現在で1,716人となっています。

等級別にみると、令和4年度では、1級が全体の28%で最も多く、次いで4級(24.2%)、3級(15.1%)、2級(12.4%)、5級(11.4%)、6級(8.9%)となっています。

また、障がい種別では、肢体不自由が全体の52.6%で最も多く、次いで内部障がい(28.1%)、聴覚・平衡機能障がい(12.9%)、視覚障がい(5.4%)、音声・言語障がい(1%)であり、年齢別では、65歳以上が全体の77.2%と最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者数 (単位:人)



身体障害者手帳所持者数【等級別】

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	498	484	504	491	480
2級	247	245	238	225	212
3級	298	289	278	270	260
4級	448	456	449	438	416
5級	224	221	211	201	196
6級	150	149	149	151	152
合計	1,865	1,844	1,829	1,776	1,716

資料:福祉事務所(各年度末現在)

身体障害者手帳所持者数【障がい種別】

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	112	111	105	95	92
聴覚・平衡機能障がい	234	231	223	225	221
音声・言語障がい	22	21	18	17	18
肢体不自由	1,010	990	969	936	902
内部障がい	487	491	514	503	483
合計	1,865	1,844	1,829	1,776	1,716

身体障害者手帳所持者数【年齢別】

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	17	18	15	16	14
18～64歳	419	424	402	385	378
65歳以上	1,429	1,402	1,412	1,375	1,324
合計	1,865	1,844	1,829	1,776	1,716

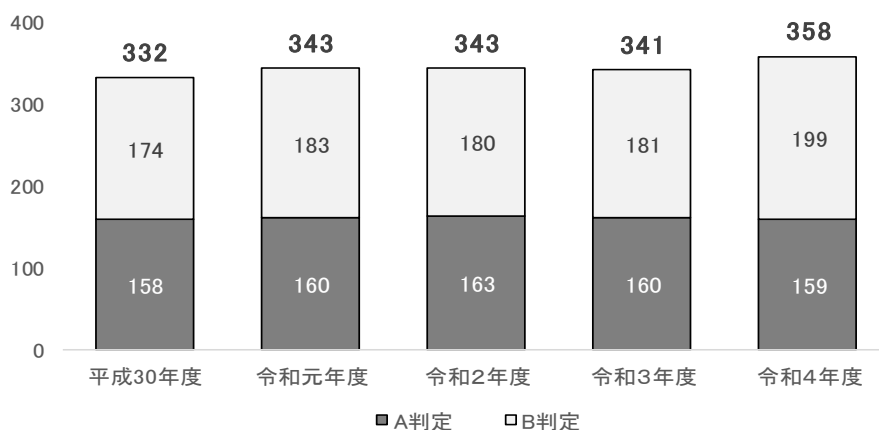
資料:福祉事務所(各年度末現在)

3. 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は、平成30年度から7.8%増加しており、令和4年度末現在で358人となっています。

障がい程度別にみると、令和4年度では、A判定が全体の44.4%、B判定が55.6%で、年齢別では、18～64歳が全体の70.7%と最も多くなっており、各年代で増加しています。

療育手帳所持者数 (単位:人)



療育手帳所持者数【障がい程度別】 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	158	160	163	160	159
B判定	174	183	180	181	199
合計	332	343	343	341	358

療育手帳所持者数【年齢別】 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	48	51	49	51	60
18～64歳	244	251	253	245	253
65歳以上	40	41	41	45	45
合計	332	343	343	341	358

資料:福祉事務所(各年度末現在)

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

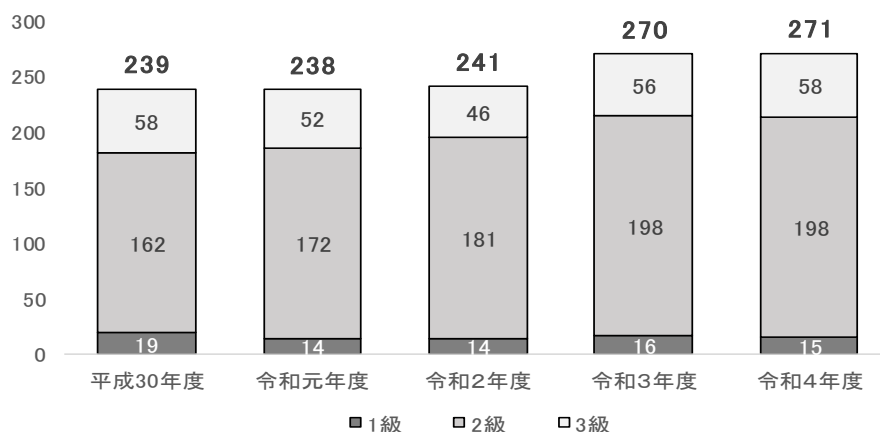
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年度から13.4%増加しており、令和4年度末現在で271人となっています。

等級別にみると、令和4年度では、2級が全体の73.1%で最も多く、次いで3級(21.4%)、1級(5.5%)であり、平成30年度と比べて2級が増加しています。

また、年齢別にみると、18～64歳が全体の74.2%と最も多くなっており、各年代で増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位:人)



精神障害者保健福祉手帳所持者数【等級別】 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	19	14	14	16	15
2級	162	172	181	198	198
3級	58	52	46	56	58
合計	239	238	241	270	271

精神障害者保健福祉手帳所持者数【年齢別】 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	6	8	9	10	10
18～64歳	186	179	180	200	201
65歳以上	47	51	52	60	60
合計	239	238	241	270	271

資料:福祉事務所(各年度末現在)

(2) 自立支援医療(精神)受給者証所持者

自立支援医療(精神)受給者証の所持者数は、平成30年度から4.8%増加しており、令和4年度末現在で520人となっています。年齢別にみると、令和4年度では、18～64歳が全体の77.1%と最も多くなっており、18歳未満を除いた年代で増加しています。

自立支援医療(精神)受給者証所持者数【年齢別】

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	22	18	16	18	17
18～64歳	393	383	264	385	401
65歳以上	81	94	69	103	102
合計	496	495	349	506	520

※令和2年度が前年度と比べて大幅に減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有効期間の延長等の措置によるものと考えられます。

資料:福祉事務所(各年度末現在)

5. 難病患者等の状況

特定医療費(指定難病)受給者証の所持者数は、平成30年度から18%増加しており、令和4年度末現在で302人となっています。また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数は、平成30年度から7人減少しており、令和4年度末現在で18人となっています。

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費(指定難病) 受給者証所持者数	256	270	299	310	302
小児慢性特定疾病医療 受給者証所持者数	25	25	24	23	18

資料:県保健福祉環境事務所

※特定医療費(指定難病)受給者証所持者数は各年度6月1日現在、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は各年度末現在の人数となっています。

第3章 第7期大川市障がい福祉計画

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する者の数及び施設入所者の減少数について目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【市の目標値】

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活へ移行する者の数	4人	令和4年度末時点の施設入所者数(63人)の6%以上が地域生活へ移行することを目標とする。
施設入所者の減少数	4人	令和8年度末の施設入所者数が、令和4年度末時点の施設入所者数(63人)から5%以上減少することを目標とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

【市の取り組み】

精神保健医療と福祉の一体的取組や、包摂的な社会の実現に向けた取組の推進を踏まえ、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要となります。保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置を目指し、まずは障害者自立支援協議会において精神障がい者支援に関する地域課題の抽出や共有等を実施していきます。

(3)地域生活支援の充実

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能の強化や今後の生活環境の変化を見据えた中長期的な支援が求められています。

現在、本市では、相談業務や緊急時の受入れ・対応等の機能をもつ地域生活支援拠点事業を整備しています。今後は、その機能の充実を図るため、年1回以上運用状況の検証及び検討に関する目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【市の取り組み】

障害者自立支援協議会地域生活支援拠点部会において運用状況の検証・検討を実施し、機能の充実や効果的な運用等、地域の実態に応じた取組を検討します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を推進するため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数について目標値を設定します。

また、一般就労への定着も重要であることから、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数について目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業から令和8年度中に一般就労に移行する者の数について、それぞれ令和3年度の移行実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【市の目標値】

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業等からの一般就労への移行者数	11人	令和3年度の一般就労への移行実績(8人)の1.28倍以上を目標とする。
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	2人	令和3年度の一般就労への移行実績(1人)の1.31倍以上を目標とする。
就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者数	7人	令和3年度の一般就労への移行実績(5人)の1.29倍以上を目標とする。
就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績(2人)の1.28倍以上を目標とする。
就労定着支援事業の利用者数	4人	令和3年度の利用実績(2人)の1.41倍以上を目標とする。

(5)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するための目標値を設定します。

本市では、現在、直営で障害者基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談支援に取り組んでいますが、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていくため、人材育成や関係機関との連携強化を図ることを目標とします。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【市の目標値】

項目	単位	目標値			考え方
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	有無	有			市直営で設置済。
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	6	6	6	2月に1回、自立支援協議会相談支援専門部会を開催する。
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	6	6	6	2月に1回、自立支援協議会相談支援専門部会を開催する。
協議会の専門部会の設置数	—	4	4	4	相談、就労、障がい児、拠点
協議会の専門部会の実施回数	回/年	15	15	15	相談6回、就労4回、障がい児4回、拠点1回

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とするサービスの提供を行うことが重要となります。そのため、関連する研修への参加等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するための目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【市の目標値】

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への積極的な参加を行います。また、令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築を図ることを目標とします。

2. 障がい福祉サービス等の事業量見込み

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

名称	概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うものです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時に、必要な情報提供や移動の援護等を行うものです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護等を行うものです。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	58	55	50	62	62	62
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
同行援護	人/月	2	2	3	3	3	3
行動援護	人/月	0	0	0	1	1	1
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1
合計	人/月	60	57	53	68	68	68
	時間/月	626	469	402	850	850	850

※人/月：1か月あたりの利用人数

※時間/月：1か月あたりの利用人数×1人当たりの平均利用時間

【見込量の算出の考え方】

- 近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。
- 重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、過去の利用実績はありませんが、各年度1人の利用で見込んでいます。

【訪問系サービス見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスです。障がいのある人の地域生活への移行の推進や、障がいのある人及びその介護者の高齢化等により、今後も一定の利用ニーズが見込まれることから、サービス提供体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

名称	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うものです。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うものです。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障がいのある人本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう支援を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、就労の継続を図るために、関係機関等との連絡調整や指導・助言を行うものです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うものです。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。
短期入所(医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、医療的ケアが必要な人に対して、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	98	96	95	98	98	98
	人日/月	2,005	1,932	1,934	2,009	2,009	2,009
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	0	2	2	2
	人日/月	1	0	0	29	29	29
自立訓練(生活訓練)	人/月	8	7	5	7	7	7
	人日/月	217	161	123	182	182	182
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	1	1
	人日/月	—	—	—	—	5	5
就労移行支援	人/月	3	4	2	4	4	4
	人日/月	59	64	30	73	73	73
就労継続支援A型	人/月	80	84	89	95	100	105
	人日/月	1,589	1,654	1,760	1,881	1,980	2,079
就労継続支援B型	人/月	135	137	136	145	150	155
	人日/月	2,344	2,370	2,433	2,538	2,625	2,713
就労定着支援	人/月	2	4	4	4	4	4
療養介護	人/月	12	13	13	13	13	13
短期入所(福祉型)	人/月	14	14	16	16	16	16
	人日/月	66	60	60	70	70	70
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2

※人/月：1か月あたりの利用人数

※人日/月：1か月あたりの利用人数×1人あたりの平均利用日数

【見込量の算出の考え方】

○近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。

○就労選択支援については、令和7年10月に開始予定のサービスであるため、見込量についても、令和7年度から設定しています。

【日中活動系サービス見込量確保のための方策】

日中活動系サービスは、通所等により必要な介護や訓練等、日中の活動を支援するサービスです。就労継続支援等の今後利用者数の増加が見込まれるものをはじめ、利用者の状況に応じた様々な日中活動の場を提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

名称	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うものです。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の支援を行うものです。

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	77	82	84	88	91	94
施設入所支援	人/月	65	64	63	63	61	59

※人/月:1か月あたりの利用人数

【見込量の算出の考え方】

○近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。

○施設入所支援については、国の基本指針に基づき、令和8年度末の施設入所者数が令和4年度末時点(63人)から5%以上(4人)減少するよう見込んでいます。

【居住系サービス見込量確保のための方策】

共同生活援助(グループホーム)は、入所施設や病院からの地域移行を進めていくなかで重要な居住の場です。また、親亡き後を見据えた利用ニーズの増加も見込まれます。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、住まいの確保が重要であるため、提供可能な事業者と連携して、計画的なサービス提供体制の整備に努めます。

施設入所支援については、入所者の地域移行の推進を前提としつつ、施設での生活が真に必要な方が利用できるよう、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

名称	概要
計画相談支援	障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画の作成、事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)等を行うものです。
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がいのある人に対して、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の支援を行うものです。

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	407	388	391	400	405	410
地域移行支援	人/年	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1

※人/年: 年間の実利用人数

【見込量の算出の考え方】

○近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。

【相談支援見込量確保のための方策】

計画相談支援については、すべての利用者に対してサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。また、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの心身の状況や環境に合せた適切なサービスを提供できるよう、自立支援協議会相談支援専門部会を中心に相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

3. 地域生活支援事業の事業量見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により、市町村に実施が義務付けられている必須事業のほか、市町村の判断により行う任意事業があります。

本市では、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域支援事業として、各種事業を実施しています。

(1) 必須事業

【事業の概要】

名称	概要
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動等を行うものです。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援するものです。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚等の障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣等を行うものです。
日常生活用具給付事業	重度障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行うものです。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成するものです。
地域生活支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行うものです。

①相談支援事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
一般相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
相談支援機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2

【見込量の算出の考え方】

- 市直営で基幹相談支援センターを設置しており、市内2箇所の事業所を一般相談支援事業及び機能強化補助事業の対象事業所として位置付けています。
- 基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、自立支援協議会相談支援専門部会での検討や情報交換等を通じて、関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。

②理解促進研修・啓発事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の算出の考え方】

- 今後も関係機関との連携を図りながら、障がいのある人への理解を深めるための研修に取り組みます。また、福岡県が発行する「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及や、広報紙やホームページを活用した啓発等、市民の障がいのある人への理解に向けた取組を行います。

③自発的活動支援事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の算出の考え方】

- 引き続き、障がい者団体等が自発的に取り組む活動に対して、支援を行っていきます。

④成年後見制度利用支援事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立件数	件/年	0	0	1	3	3	3
報酬助成件数	件/年	4	3	4	5	6	7

【見込量の算出の考え方】

- 近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。
- 中核機関である大川市成年後見センターを中心とした関係機関と連携し、支援を必要としている人が制度を利用できるよう、事業の周知と利用促進を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	無	検討	検討	検討

【見込量の算出の考え方】

- 大川市権利擁護ネットワーク会議を設置し、大川市成年後見センターを核として弁護士や司法書士等の専門職と法人後見活動の支援に向けた体制整備について、検討を行います。

⑥意思疎通支援事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	件/年	56	34	45	45	45	45

【見込量の算出の考え方】

- 近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。
- 聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、関係機関と連携を図りながら事業の周知に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	5	0	3	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	6	8	6	7	7	7
在宅療養等支援用具	件/年	5	6	4	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	6	1	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	796	801	830	840	840	840
住宅改修費	件/年	0	1	0	1	1	1

【見込量の算出の考え方】

○近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。

○障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (講座開催回数)	回/年	1	1	1	1	1	1

【見込量の算出の考え方】

○引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の養成に努めるとともにその充実を図っていきます。

⑨地域活動支援センター

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター 事業(Ⅲ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/月	6	4	5	5	5	5

※人/月:1か月あたりの利用人数

【見込量の算出の考え方】

○地域活動支援センターは1箇所設置しています。

○利用者数については、近年の実績を踏まえて見込量を算出しています。

⑩移動支援事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	22	20	21	23	23	23
	時間/月	146	165	186	186	186	186

※人/月:1か月あたりの利用人数

※時間/月:1か月あたりの利用人数×1人あたりの平均利用時間

【見込量の算出の考え方】

○近年の実績を踏まえて、見込量を算出しています。

○障がいのある人の外出支援や社会参加の促進を図るため、継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

(2)任意事業

【事業の概要】

名称	概要
日中一時支援事業	障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がいのある人の日中における活動の場を確保するものです。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るものです。
更生訓練費給付事業	社会復帰の促進を図るため、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対し、更生訓練費を支給するものです。
障害者自動車運転免許取得費助成事業／障害者自動車改造費助成事業	障がいのある人の自立更生を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

①日中一時支援事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	5	4	2	4	4	4
	人日/月	13	26	15	16	16	16

※人/月:1か月あたりの利用人数

※人日/月:1か月あたりの利用人数×1人あたりの平均利用日数

【見込量の算出の考え方】

- 近年の実績を踏まえて、見込量を算出しています。
- 障がいのある人の日中活動の場の確保を図るため、継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

②訪問入浴サービス事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	2	1	1	1
	時間/月	3	9	16	12	12	12

※人/月:1か月あたりの利用人数

※時間/月:1か月あたりの利用人数×1人あたりの平均利用時間

【見込量の算出の考え方】

- 近年の実績を踏まえて、見込量を算出しています。
- 身体に障がいのある人の在宅生活を支援するため、継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

③更生訓練費給付事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	人/年	0	0	0	2	2	2

【見込量の算出の考え方】

- 利用実績はありませんが、各年度2人で見込んでいます。
- 障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、事業の周知に努めます。

④障害者自動車運転免許取得費助成事業／障害者自動車改造費助成事業

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	0	3	1	1	1	1

【見込量の算出の考え方】

- 近年の実績を踏まえて、見込量を算出しています。
- 障がいのある人の社会参加を促進するため、事業の周知に努めます。

第4章 第3期大川市障がい児福祉計画

1. 障がい児通所支援等に関する数値目標

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すとともに、保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進できる体制構築に係る目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

【市の目標値】

項目	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	有無	有		
保育所等訪問支援事業所数	箇所	1	1	2

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

【市の目標値】

項目	目標値	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	圏域の事業所の利用を含め、令和8年度末までに1カ所以上確保することを目指す。

③医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関する目標を設定します。

【国の基本指針】

・令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【市の取り組み】

障害者自立支援協議会において医療的ケア児コーディネーターを中心として、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について検討していきます。

2. 障がい児通所支援等の事業量見込み

【サービスの概要】

名称	概要
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医学的管理下での支援が必要な障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行うものです。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うものです。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。
障がい児相談支援	障がい児通所支援、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい児支援利用計画の作成、事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)等を行うものです。

【実績及び見込量】

令和5年度実績は見込値を掲載

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	12	22	19	30	38	46
	人日/月	107	230	219	297	376	455
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	10	10	10
放課後等デイサービス	人/月	53	70	89	99	110	121
	人日/月	796	941	1,234	1,495	1,661	1,827
保育所等訪問支援	人/月	0	2	2	3	4	5
	人日/月	0	3	3	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	4	4	4
障がい児相談支援	人/年	84	106	107	126	147	168

※人/月:1か月あたりの利用人数

※人日/月:1か月あたりの利用人数×1人あたりの平均利用日数

※人/年:年間の実利用人数

【見込量の算出の考え方】

- 近年の利用実績を踏まえて、見込量を算出しています。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、過去の利用実績はありませんが、各年度1人の利用で見込んでいます。

【障がい児通所支援等見込量確保のための方策】

児童発達支援や放課後等デイサービス等の療育支援のニーズは高いため、サービス提供事業者において専門的な支援が受けられるよう、療育の場の確保に努めます。

また、子育て支援総合施設等と連携し、療育を必要とする児童の早期発見に努めるとともに、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう情報提供体制の充実に努めます。

障がい児相談支援については、すべての障がい児通所支援利用者に対して障がい児支援利用計画が作成できるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

第7期 大川市障がい福祉計画
第3期 大川市障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

発行 大川市福祉事務所 障がい福祉係

〒831-8601 大川市大字酒見 256 番地 1
TEL 0944-85-5532 FAX 0944-86-8483
E-mail okwshoufuku_k@city.okawa.lg.jp